

令和6年度長野県パラスポーツ指導員(初級)養成講習会 開催要項

- 1 目的 障がい者及びパラスポーツに対し、必要な知識と技能を有するパラスポーツ指導員を養成することにより、パラスポーツの振興および発展を促し、スポーツを通じて障がい者の体力の維持増進と機能回復の向上を図ることを目的として開催する。
- 2 主催 長野県、公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会
- 3 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会、宮田村、宮田村教育委員会
- 4 協力 長野県障がい者スポーツ指導者協議会、長野県障がい者スポーツ指導者南信地区及び北信地区各協議会
- 5 期 日 南信会場 令和6年8月3日(土)、4日(日)、10日(土)及び11日(日)
北信会場 令和6年12月7日(土)、8日(日)、14日(土)及び15日(日)
- 6 場 所 南信会場 8月3日、4日及び10日 宮田村村民会館(上伊那郡宮田村7021番地)
11日 宮田村体育センター(上伊那郡宮田村6771-2)
北信会場 12月7日、8日、14日及び15日長野県障がい者福祉センター(長野市)
- 7 受講資格 次の要件の全てを満たす者
(1)原則として、県内在住の者(学生については、卒業後、県内で活動できる者に限る)
(2)令和6年4月1日現在の年齢が18歳以上の者
(3)南信地区会場及び北信地区会場いずれかの会場4日間すべての受講ができる者(南信会場の1部日程と北信会場の1部の日程を合わせての受講はできません)
(4)パラスポーツの指導に関わっている者及び関心があり、今後地域でパラスポーツの普及・指導に貢献する意欲のある者
(5)「競技規則」の理解が可能であり、障がい者への運動指導ができる者
- 8 研修科目 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱、公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム(初級)による。別紙参照
- 9 受講料 テキスト代及び保険料として3,850円を徴収します。(初日に徴収します)
- 10 定 員 それぞれ30名
申込者が定員を超えた場合は、選考により受講者を決定します。受講者の選考にあたっては、申込書の動機及び指導歴を参考としますので、詳しくご記入ください。

- 11 申し込み (1) 申込書を郵送、メール及びFAXにて下記まで送付してください。
* FAX送信の場合は送信後協会までお電話ください。
〒381-0008 長野県長野市大字下駒沢586
公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 養成講習会担当 宛て
TEL 026-295-3661 FAX 026-295-3662 Mail info@nsad.or.jp
- (2) 締め切り日 南信会場 令和6年7月16日(火)メール・郵送・FAX到着分まで
北信会場 令和6年11月18日(月)メール・郵送・FAX到着分まで
- 12 修了証書 養成講習会の全課程を修了した者については、修了証書を交付します。
- 13 資格申請 修了証書を受けた者は、
- ① 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員の資格を取得することができます。
(申請・認定料5,500円、登録料3,800円は別途各自負担となります)
*初級パラスポーツ指導員とは、地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。
また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては健康や安全管理を重視した指導ができる者。
さらに、地域の大会や行事に参加すると共に、指導員組織の事業にも積極的に参加するなど地域の障がい者スポーツの振興を支える者。
- ② 長野県障がい者スポーツ指導者協議会に登録することができます。
(登録料1,000円)
*長野県障がい者スポーツ指導者協議会とは、長野県4地区(北信、東信、中信及び南信)で構成し、パラスポーツ活動の支援、指導等を行っています。
- 14 その他 (1)受講の可否については、選考後申込者(本人)全員に通知します。
(2)宿泊を希望する方は、主催者では斡旋しませんので、事前に各自でご用意ください。
(3)昼食は各自でご用意ください。
(4)感染症等の疾病防止対策を万全にして実施の予定ですが、開催が延期または中止となる場合もあります。その場合は受講者に通知するほか、ホームページなどでお知らせしますので確認してください。